

平成26年6月12日
水管理・国土保全局水政課

河川法第4条第1項の一級河川の指定等について

5月19日に開催された第50回社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て、下記のとおり6月13日付で河川法に基づく一級河川の指定等をし、同日付で官報告示を行いますのでお知らせいたします。

記

(1) 今回の一級河川の指定等について（資料参照）

①新規	1河川	5.6km
②変更増	3河川	1.1km
③変更減	1河川	△1.4km
合計	5河川	5.3km

(2) 今回の一級河川の指定等後の状況

水系数	109水系
河川数	14,047河川
河川延長	88,050.7km

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局水政課 課長補佐 加藤
TEL 03-5253-8111 内線35222
直通 03-5253-8439
FAX 03-5253-1601